

志學館大学特別聴講学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第61条の2の2及び志學館大学大学院学則第45条第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定める。

(資格及び呼称)

第2条 特別聴講学生となることのできる者は、志學館大学（以下「本学」という。）が他の大学又は短期大学等と、又は、志學館大学大学院（以下「本大学院」という。）が他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）と締結した協定等に基づき、本学又は本大学院の授業科目を聴講する者でなければならない。

2 特別聴講学生のうち、「鹿児島県における大学等間授業交流（単位互換）に関する協定書」に基づき、本学が受け入れる特別聴講学生は、「単位互換生」と称する。

(受入期間)

第3条 特別聴講学生の受入期間は、1学期又は1学年の間とする。

(受入れの願い出)

第4条 特別聴講学生を希望する者は、定められた期間内に所定の書類をもって願い出なければならない。

(受入れの許可)

第5条 受入れの許可は、学長が、学務委員会又は研究科教務委員会の意見を聴いて、これを行う。

(授業料等)

第6条 特別聴講学生の検定料、登録料及び授業料は、徴収しない。

(履修科目)

第7条 外国の大学との交流協定に基づく特別聴講学生は、指導教員の指導を受け、外国語科目の中の第一言語（母語）科目を含め、すべての授業科目の中から履修科目を選択することができる。

2 特別聴講学生が聴講した授業科目については、成績を評価し、当該特別聴講学生が所属する大学又は短期大学等に送付する。

3 前項の授業科目に対して、単位は認定しない。ただし、協定等で別の定めがある場合は、この限りではない。

(規程等の適用)

第8条 特別聴講学生は、この規程に定めるもののほか、本学の他の規程等に従わなければならない。これに違反した場合は、受入れを取り消すことがある。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。